



学校いじめ防止基本方針



桐生市立梅田南小学校

令和8年4月

平成26年3月策定

平成30年4月改定

令和2年4月改定

令和6年4月改定

令和7年4月改定

目次

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方	1
【いじめ防止等の対策に関する基本理念】	
【いじめ防止に対する基本姿勢】	
(1)いじめの未然防止について	
(2)いじめの早期発見について	
(3)いじめの早期解消について	
2 いじめ防止等のための校内組織	1～2
(1)構成員	
(2)開催	
(3)活動	
(4)教職員の役割	
3 いじめ防止等に関する取組	3～5
(1)いじめの未然防止の取組	
(2)いじめの早期発見のための取組	
(3)いじめの早期解消のための取組	
4 いじめに対する対応	5～8
(1)いじめの発見から解消までの指導の流れ	
(2)いじめの被害者、その保護者への指導	
(3)いじめの加害者、その保護者への指導	
(4)いじめを見ていた児童への働きかけ	
(5)重大事態への対応	
(6)インターネット上のいじめへの対応	
5 保護者・地域との連携	8
6 教育委員会及び関係機関との連携	8
7 いじめ防止活動に関する年間計画	9
8 評価の実施	10
(1)学校評価を活用して、取組の振り返りを実施	
(2)学校評価結果の分析に基づいて、今後の対策を検討	
※ いじめ発見のチェックポイント(家庭用)	10

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

【いじめ防止等の対策に関する基本理念】

いじめ防止等の対策は、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得る」という認識に立って取り組む。

【いじめ防止に対する基本姿勢】

- ①いじめは、人権侵害であり、いじめを絶対に許さない・見過ごさない学校づくりに努める。
- ②いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童の立場に立って行い、絶対に守り通す。
- ③いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携と協力を努める。
- ⑤日頃から、児童、保護者、地域に「学校いじめ防止基本方針」の内容の周知を図る。

(1) いじめの未然防止について

児童にとって、学校が楽しく、充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することがいじめの未然防止の原点であると考えている。

(2) いじめの早期発見について

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もある。けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していく。また、児童が相談しやすい雰囲気や環境をつくっていくことで、いじめの早期発見につながると思う。

(3) いじめの早期解消について

いじめが発見された場合、ただちにいじめを受けた児童と、いじめ行為を知っている児童の安全を確保し、事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、その家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うこと、さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことで、いじめの解消につながると思う。

2 いじめ防止等のための校内組織

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことがないように組織で対応することを大原則とする。その上で、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

関係職員または全教職員

※ 関係職員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー、担任等(必要に応じて校外関係者であるPTA、学校評議員、民生委員等も)

(2) 開催

月1回を定例会(全教職員参加の職員会議内生徒指導委員会)で情報交換・対策について話し合い、共通理解を図る。いじめ事案が発生した場合は、緊急開催とする。

(3) 活動

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響等いじめに関する児童の理解を深めること

(4) 教職員の役割

すべての教職員が学校いじめ防止基本方針に沿って対応するが、以下に掲げる者については、自己の役割を自覚しながら活動する。

①管理職

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織が機能するようにリーダーシップを発揮する。
- ・「いじめは人間として絶対に許さない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校評議員会や民児協定例会等を通じて、いじめ防止に向けた取組等について情報交換を行う。
- ・学校通信や学校のWebページ等で「学校いじめ防止基本方針」などの学校のいじめ防止等の取組について情報発信する。

②教務主任

生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

③生徒指導主任

- ・いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- ・いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
- ・関係機関との連絡・調整を行う。
- ・いじめ防止等対策委員会の開催を計画する。

④担任

- ・生活アンケートを実施、集約、状況報告を行う。
- ・いじめ防止活動についての学級の取組を提案・報告をする。
- ・学級におけるいじめ問題に関する情報収集を行う。

⑤教育相談主任

- ・教育相談実施状況の報告を行う。
- ・気になる児童への対応の提案を行う。
- ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整を行う。

⑥養護教諭

- ・保健室における相談状況等の報告を行う。
- ・保健室の活用についての提案を行う。

⑦教育相談員

- ・日頃より児童と関わる中でいじめ問題等に関する情報収集を行い、早期発見に努め、報告をする。
- ・児童や保護者、教職員への啓発として、相談室だよりを発行する。

⑧スクールカウンセラー

- ・日頃より、児童や保護者の悩み相談等を通して、いじめ問題の早期発見に努める。
- ・加害、被害児童や保護者への対応、学校の相談態勢へのアセスメントを行う。

3 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止のための取組

①学校経営に関わって

- ・あらゆる活動の場で、児童や教師が行動目標・指導目標を意識できるように、学校教育目標(やさしく・たくましく・かしこく)に対して、目指す児童像を示し、指導の重点を共通理解した上で、学級経営に取り組んでいく。
- ・学校の実態に応じた「いじめ防止活動年間計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行う。

②教職員一人一人の人権意識の向上を図る。

- ・児童一人一人がかけがえのない存在であることを自覚し、大切な一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権感覚の最も大事な部分であることを認識する。
- ・職員会議や校内研修等でいじめへの対応(いじめの態様に関する認識やいじめの報告方法、指導方法)について研修を行い、見識と共通理解を深めていく。
- ・全教職員が、「いじめは絶対に許さない」という共通認識に立ち、いじめ・見逃しゼロの推進に向け、望ましい人間関係が育つ学級づくり、いじめを許さない学級づくり、いじめ問題への基本姿勢についての具体的な取組事項を共通理解し、教師と児童、児童間の人間関係を基盤とした学級づくりに努める。
- ・人権感覚を高め、不用意な言動で、いじめを助長することがないようにする。
- ・いじめはいついかなる時に生じるか分からないという危機意識を高めて、日頃より子どもたちとのふれ合いを通して、細かな変化にもすぐに気付けるようにする。

③学級経営(生徒指導・学習指導)に関わって

- ・児童一人一人が大切にされる集団づくりを目指し、次の4つの働きを行って自己有用感を育んでいく。
 - 1) 教師一人一人が児童と受容的、共感的に関わることを大切にする。
 - 2) 児童が「分かる」「できた」を味わい、学ぶことが楽しいと感じる授業になるように、工夫していく。
 - 3) 児童同士の話し合い活動を積極的に取り入れていく。
 - 4) 児童が発言・発表する機会を積極的に取り入れていく。
- ・児童とふれ合う時間を増やし、教師と児童との信頼関係づくりに努めるとともに、児童が安心感を感じるような態度や表情、教師としての正しい言葉遣いなどに努める。
- ・児童の自発的、自治的活動を保障しながらも、規律と活気のある学級集団づくりを目指し、学級のルールや規範が守られるような指導を行っていく。
- ・生徒指導の4つの機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」「安全・安心な風土の醸成」を大切に授業づくりを行う。
- ・児童の学び合いを保障するため、学習規律を徹底していく。
- ・6学年で系統立てて実施しているキャリア教育「梅田で生きる 梅田を生きる」の地域体験学習で地域の方々とふれ合いを通して、児童が希望や夢をもって努力していけるように指導していく。
- ・人権教育、道徳教育を通して、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
(学級への指導を充実させ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されない、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童にもたせる)

- ・スクールカウンセラーによるSOSの出し方教育を実施し、児童自らが困っていること等を発信できるように指導していく。
- ・Q-Uの結果を受けて分析したことを学級経営に生かしていく。

④教科以外での取組

○学級活動

- ・学級内でのコミュニケーションを活性化するために、構成的グループエンカウンター、**グループワークトレーニング**等の社会性を育てるプログラムを活用し、学級づくりに生かしていく。
- ・ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等を取り入れ、人間関係のトラブルやいじめの問題に直面したときの対処の仕方を学習する。

○学校行事

運動会、修学旅行等各**学校行事**において、**目的を児童と共有し、児童の達成感や人間関係の深化**が得られる内容を計画、実施する。

○児童会活動

- ・学校としての課題に基づき、児童がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。
- ・学級でいじめ防止スローガンを作成し、それを基に代表委員会で学校のスローガンやいじめ防止活動を決めて実践していくなど、学校全体として児童主体の取組が推進できるようにする。
- ・あいさつ運動、JRC活動、特技集会を通して、児童の自己有用感を育成する。
- ・6年生がリーダーとなってたてわり遊びを行うことで、お互いを認め合える温かい学校をつくる。

⑤保護者や地域に対する啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」の周知に努め、理解を求める。
- ・学校の様子を積極的に発信する(学校通信、Web ページ等)。
- ・保護者は、児童の教育について第一義的に責任を負うものであるため、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うために、平素より家庭との連携を深める。
- ・保護者だけでなく、機会を捉えて地域の方々と児童の様子を定期的に情報交換する。

⑥関係機関との連携

- ・学校評議員会や教育研究所訪問、民児協定例会等において、日頃より学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ・日頃から地域の駐在所と情報交換を行い、つながっていく。警察とも、万引き防止教室など未然防止の視点からも連携を図っておく。

(2) いじめの早期発見のための取組

①教育相談体制の充実

- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、児童・保護者が相談できる体制や地域の方から情報を寄せてもらえる体制を充実させる。
- ・定期的に面談を実施したり、児童が希望するときに面談が実施できたりする体制を整えておく。
- ・面談方法や面談結果について、スクールカウンセラーの専門的な立場からの助言を得る。

②教師と児童との日常の交流を通じた発見

日常の言葉かけによる関わりやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、一人一人の言葉の気になる様子に気を配ることで、早期発見につなげられるようにする。

③複数の教職員の目による発見

- ・小規模校の利点を生かして、全職員で全児童の指導にあたる。教師は児童理解に努め、全職員で

情報を共有し、指導に生かす。

- ・休み時間や放課後に校内を巡回したり、一緒に遊んだりする中で、いじめに結びつく小さな問題を見逃さないようにしていく。

④「生活アンケート」調査の実施

毎月、「生活アンケート」を実施し、情報を収集し、実態の把握に努める。

⑤保護者や地域からの情報提供

- ・日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識の下、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに真摯に耳を傾ける。
- ・保護者が子どもの変化を読み取れるように、「チェックポイント」を知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

(3) いじめの早期解消のための取組

①校長の対応

校長は、いじめの事実に基づき、事実関係を明らかにし、加害・被害の児童や保護者への説明責任を果たすとともに、その後の様子^①を注意深く見守る。加害の児童には行為の善悪や相手の気持ちを理解できるよう指導し、自分の行ったことに対して深く反省し、改善できるよう支援する。また、相手への謝罪へつなげる。

②校内組織による迅速な対応

- ・いじめが発生した場合には、担任等が一人で抱え込むことがないようにし、「いじめ防止等対策委員会」で対応し、児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、指導及び支援をする。また、市教育委員会に報告する。
- ・いじめが発生したときは、正確な事実確認を行い、早期に対応をして、関係する児童と保護者が納得する解消を目指す。
- ・いじめを行った児童には、行為の善悪や相手の気持ちをしっかりと理解させ、反省・謝罪できるよう、成長支援の観点から指導を行い、その後の様子も注意深く見守る。

③外部との連携による対応

- ・いじめの内容により、被害者の意向にも配慮し、児童相談所等の関係機関と連携して対応する。
- ・法を犯す行為に対しては、速やかに警察等に相談して協力を求める。

4 いじめに対する対応

(1) いじめの発見から解消までの指導の流れ

①いじめ情報のキャッチ・いじめ防止等対策委員会への報告および組織的な対応の開始

第一次事実確認(該当児童の担任、第一発見者他)

②情報収集(教職員・児童・保護者・地域住民他)

③対応方針の決定・支援体制の確立

- ・被害児童からの事情聴取と支援担当
- ・加害児童からの事情聴取と指導・支援担当
- ・周囲の児童と全体への指導・支援担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・聴取は、被害者、周囲にいる者(冷静に状況を捉えている者)、加害者の順に行う。

(2) いじめの被害者、その保護者への指導

①被害児童への対応

○基本的な姿勢

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の立場に立ち、守り通す。
- ・児童の表面的な変化から解消したと判断せず、支援を継続する。

○事実の確認

- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・いじめられている児童や保護者の気持ちに寄り添い、共感しながら事実を聞いていく。

○支援

- ・学校は、いじめに対する基本認識に基づき、今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじている児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- ・学校は、安易に解消したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できる体制を整えていく。

○経過観察

- ・日常の声かけやチャンス相談等により、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を高められるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ・単に謝罪をもって、安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間(少なくとも3か月間)継続し、被害者がいじめの行為により、心身の苦痛を感じないと認められた場合に解消する。いじめが解消した後も、保護者と継続的な連携を行うようにする。

②被害児童の保護者への対応

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに電話連絡や家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(3) いじめの加害者、その保護者への指導

①加害者への対応

○基本的な姿勢

いじめを行った子どもには、行為の善悪や相手の気持ちをしっかりと理解できるよう成長支援の観点から指導を行い、反省・謝罪できるようにする。

○事実の確認

- ・対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

○指導

- ・被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

○経過観察

- ・日常の声かけやチャンス相談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

②加害児童の保護者への対応

- ・事情聴取後、家庭を訪問し、事実を伝える。
- ・相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、学校は事実に基づいて指導し、本人がよりよく成長していくための支援のあり方を一緒に考えていきたいことを伝える。

(4)いじめを見ていた児童への働きかけ

①基本的な指導

- ・いじめについて、学級全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

②事実の確認

いじめの事実を告げることは、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

③指導

- ・周囲ではやし立てていた児童や傍観していた児度も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害児童は、周囲ではやし立てていた児童や傍観していた児童の態度を、どのように感じていたか考えさせる。
- ・これからどのように行動したらいいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動観察や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

④経過観察

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けさせていく。
- ・いじめが解消したと思われる場合にも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(5)重大事態への対応

①重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条第1項より)

- ・いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

②重大事態の発生と調査

○重大事態の報告

重大事態と判断した案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告する。

○調査

- ・教育委員会の附属機関である、桐生市いじめ問題専門委員会が調査を実施する。
- ・学校は、専門委員会に対して、積極的に当該重大事態に係る資料を提供する。
- ・学校は、情報の提供にあたって、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・質問紙調査等の実施により得られた調査結果については、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。

○調査結果の提供及び報告

- ・専門委員会は、調査結果について教育委員会に報告する。教育委員会は、市長に報告する。その際、被害児童・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができる。
- ・学校または教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係等について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ・情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

○支援

- ・必要に応じて、教育委員会に対して、生徒指導に専任する教職員やスクールカウンセラー等の外部専門家による支援等、人的体制の支援及び支援要請を行い、当該児童及び支援の必要な児童へのカウンセリング相談や支援を行う。
- ・自殺事案が発生した場合には、群馬県こころの健康センターが派遣する「こころの支援チーム」の活用を図る。

(6) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめが発見された場合は、前述(1)～(5)に加えて、以下の点に注意して対応する。

- ・インターネットの危険性を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて、最新の動向を把握し、児童の情報モラルの向上及び保護者への啓発を図る。
- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害であり、法を犯す行為であることを児童に理解させる。
- ・インターネット上のいじめを発見した場合には、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察等の専門機関と連携して対応していく。

5 保護者・地域との連携

- 保護者は、児童の教育について第一義的責任を負うものである。いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うために、平素より家庭との連携を深める。
- 保護者に対して、相談窓口(24時間子供SOSダイヤル、総合教育センター「子ども教育相談室」、中央児童相談所「こどもホットライン24」、桐生市立教育研究所「電話相談」、桐生市教育委員会教育環境課教委育支援係「いじめ対策相談」)等の周知を図り、いつでも悩みを相談できる環境をつくる。
- 児童による自主的ないじめ防止活動について、PTAや地域の関係団体との連携を図りながら、ポスター、のぼり旗等により、保護者や地域に周知する。

6 教育委員会及び関係機関との連携

平素より、駐在所、警察、桐生市教育委員会、他校、児童相談所、医療機関、地域団体等と速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組む。特に、深刻ないじめへの対応は、関係機関との連携を積極的に行う。

8 評価の実施

(1) 学校評価を活用して、取組の振り返りを実施

項目アンケートに、「いじめ問題への取組」を入れ、児童・保護者・教職員へのアンケートを実施し、学校関係者へのアンケートと合わせて、結果の分析を行う。

(2) 学校評価結果の分析に基づいて、今後の対策を検討

評価結果の分析に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、教職員で共通理解を図る。

※ いじめ発見のチェックポイント(家庭用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」として、次のようなものがあげられます。

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。
(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気など身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時刻が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで集中力がなくなる。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。

※ 群馬県総合教育センター「いじめ問題対策マニュアル」(平成22年度版)より引用